

# 令和6年度滋賀支部事業計画（案）について

# 1. 協会けんぽの事業計画の体系

## 保険者機能強化アクションプラン

○協会けんぽ全体の3か年の中期的な運営方針

プラン終了時（3年後）を見据えたKPIを設定

3か年の中期的な運営方針をもとに、単年度での事業計画を策定

本部

## 事業計画（協会けんぽ全体）

○単年度での事業計画

単年度のKPIを設定

事業計画（協会けんぽ全体）をベースに、支部ごとの課題を踏まえた事業計画を策定

支部

## 事業計画（支部ごと）

○単年度での事業計画

単年度のKPIを設定

## 事業計画（支部ごと）

○単年度での事業計画

単年度のKPIを設定

.....

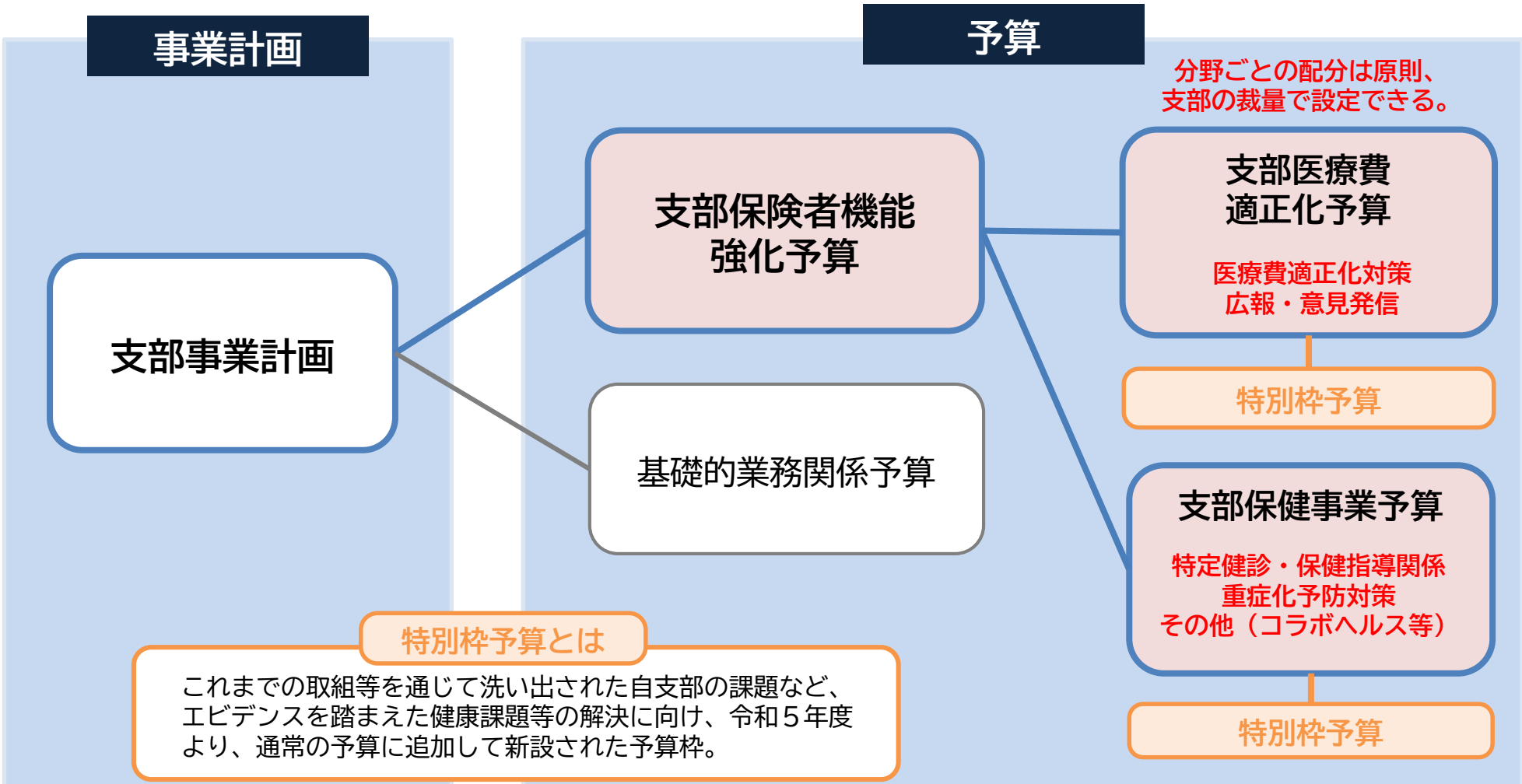
## 事業計画（支部ごと）

○単年度での事業計画

単年度のKPIを設定

## 2. 支部保険者機能強化予算について

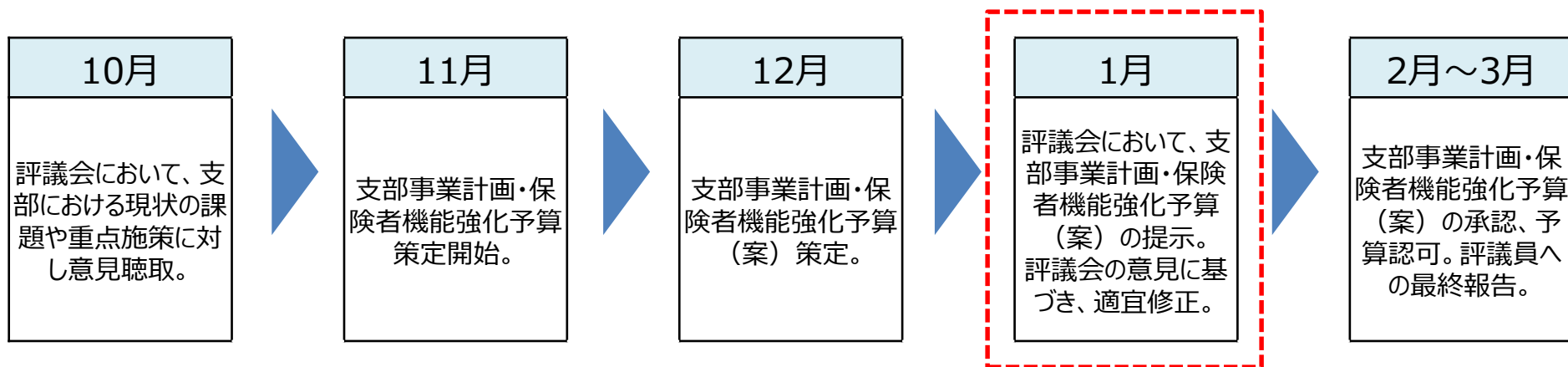
●支部保険者機能強化予算とは  
中長期的な財政運営という観点も踏まえて、協会の将来的な医療費の節減につなげていくことを目的に、医療費適正化や健康づくり等の保険者機能を発揮・強化する取り組みを実施する場合に計上する経費



### 3. 支部事業計画・予算策定に関するスケジュールについて

- ・支部における現状の課題や重点施策を取りまとめた「現状評価・課題・重点施策シート」を各支部で作成し、10月の評議会で意見聴取を実施。その結果を踏まえ、11月より支部事業計画・保険者機能強化予算策定を開始。
- ・12月下旬までに支部事業計画・保険者機能強化予算（案）を策定、1月評議会に提示し、評議会の意見を基に適宜修正等を行い、3月に確定する。
- ・支部の現状の課題や重点施策について、本部・支部が認識を共有し、協力して課題解決に取り組むことで、更なる保険者機能の発揮に繋げることとしている。

#### ●10月以降のスケジュール



## 令和6年度全国健康保険協会滋賀支部事業計画（案）

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
	<p><b>I. 事業計画について</b></p> <p>令和5年度までの3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン（第5期）と単年度の計画である事業計画を連動させ、PDCAサイクルの推進を図るため、同プランにおいて、3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定し、進捗状況を確認しつつ、取組を進めることとした。</p> <p>令和5年度は、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の最終年度である。このため、これまでの実施状況等を検証し、各 KPI を確実に達成すべく、同プランの事業運営の3つの柱を基本方針とし、主な重点施策に着実に取り組む。</p> <p><b>II. 令和5年度の協会けんぽ滋賀支部運営の基本方針</b></p> <p>（1）基盤的保険者機能関係</p> <p>保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。</p> <p>あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。</p> <p>また、これらの取組を実現するためには、基本業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、柔軟かつ最適な事務処理体制のもと生産性の向上を図ることが不可欠であり、不断の業務改革を推進することにより、保険者の責務である基盤的保険者機能の盤石化を図る。</p> <p>（2）戦略的保険者機能関係</p> <p>基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「I. 加入者の健康度の向上」、「II. 医療等の質や効率性の向上」、「III. 医療費等の適正化」を目指す。</p> <p>具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>(1) 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会<sup>で</sup>丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に<sup>に</sup>行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、<b>県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ</b>、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約<b>260万</b>事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくこと</p>	<p>また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。</p> <p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。</p> <p><b>Ⅲ. 主な重点施策</b></p> <p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくこ</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>は、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報をホームページ等を活用し積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>Ⅱ）業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。</li> <li>・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。</li> </ul> <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏</p>	<p>とは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報をホームページ等を活用し発信する。</li> </ul> <p>5年度は⑨に記載</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p data-bbox="163 204 965 231">みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p data-bbox="174 285 271 312">（実施策）</p> <ul data-bbox="197 325 1106 552" style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者の適切な業務進捗管理による柔軟な業務配分の実施と、業務研修や電話相談研修等による職員一人ひとりの多能化を実現することで生産性向上を図る。</li> <li>・ 定例のミーティングを通じて業務処理方法の確認、共有を行い、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>・ 事務処理手順の徹底や事務処理誤り事例の共有等により事務処理誤りを発生させない。</li> </ul> <p data-bbox="163 606 405 633">②サービス水準の向上</p> <ul data-bbox="197 646 1106 1034" style="list-style-type: none"> <li>・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・ 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての確に対応する。加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。</li> <li>・ 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul> <p data-bbox="174 1088 322 1115">【困難度：高】</p> <p data-bbox="163 1128 1106 1396">現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p>	<p data-bbox="1361 159 1827 186">旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）</p> <p data-bbox="1131 606 1386 633">② サービス水準の向上</p> <ul data-bbox="1164 646 2074 914" style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。</li> <li>・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul> <p data-bbox="1140 1088 1288 1115">【困難度：高】</p> <p data-bbox="1131 1128 2074 1396">現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p>



新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>■ KPI :</p> <p>1) サービススタンダードの達成状況を100%とする  【参考】 令和4年度 100%  令和5年度 100%（令和5年9月現在）</p> <p>2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする  【参考】 令和4年度 95.1%  令和5年度 94.4%（令和5年11月現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の業務処理について進捗状況を把握し迅速な業務処理を行う。</li> <li>制度や手続きに関する情報発信において、加入者に分かりやすく伝わりやすい工夫を行い、郵送による申請を促進するとともに相談業務の効率化を図る。</li> <li>電話対応について、マナー向上のため朝礼で「電話対応基本マナー」の唱和を行う。また説明能力の向上のため、二次対応者による一次対応者への事例のフィードバックを行う。</li> </ul> <p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。</li> </ul>	<p>■KPI :</p> <p>① サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする  【参考①】 令和3年度実績 100%  令和4年度実績 100%（令和4年9月現在）  【参考②】 令和3年度実績 95.5%  令和4年度実績 94.7%（令和4年9月現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様満足度調査に基づいた「支部カルテ」により問題・課題を把握し、改善策を策定し、全職員に対し研修等により周知を図る。</li> <li>退職者の多い適用事業所に対し「任意継続保険セット」を、また現物化の遅れている医療機関に対し「限度額認定証セット」を適宜配布し、現金給付等の申請に係る郵送化率の向上を図る。</li> </ul> <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</li> <li>医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。</li> <li>医療機関や市町と連携し、窓口限度額適用認定申請書の配置を依頼することにより利用を促進する。また、申請書が配置できていない医療機関や、現物給付化が低い医療機関への申請書の配置や利用の働きかけを実施する。</li> </ul> <p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正な対応を行う。</li> <li>・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</li> <li>・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。</li> <li>・ 現金給付支給決定データの調査や日々の審査業務において、不正が疑われる給付については点検のうえ保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、厳正な対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。</li> <li>・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。</li> <li>・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。</li> <li>・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul> <p>■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>【参考】 令和3年度実績 564件 0.40% 令和4年度実績 284件 0.40%（令和4年9月現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格取得から2か月以内の手当金請求と資格喪失後の継続給付について重点的に審査を行う。</li> <li>・ 支給済分についても、本部から提供される疑義リストの再点検を実施する。</li> <li>・ 日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。</li> <li>・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、本部提供データを活用し、いわゆる「部位ころがし」が疑われる申請に対する照会を積極的に実施する。</li> <li>・ 柔整審査会や面接確認委員会を活用し、請求内容が作為的、不正又は著しい不当である施術所に対しての改善指導を実施する。</li> <li>・ あはき療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会を</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>④レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</li> <li>・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。</li> <li>・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。</li> <li>・ 資格点検、外傷点検を実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の体制の見直しを検討する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする</p> <p>（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</p>	<p>確実に実施する。</p> <p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする</p> <p>（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額 ÷協会けんぽの医療費総額</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>【参考】令和4年度支部査定率実績 0.076% 令和5年度支部査定率実績 0.132%（令和5年9月分）</p> <p>2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>【参考】令和4年度実績 5,928円 令和5年度実績 8,039円（令和5年9月分）</p> <p>i）効果的な内容点検の実施 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を実施する。</li> <li>内容点検の質的向上を図り、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査を実施し、効果的かつ効率的なレセプト点検を実施する。</li> <li>点検員個別の目標達成状況について、審査結果等の傾向を把握し個別面談時に伝達、審査力の向上を図る。</li> <li>内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。</li> <li>支払基金との連携を強化し、支払基金改革の進捗状況の情報を引き続き求めていく。また、協会の原審・査定事例についての協議を定例開催し議論する。</li> </ul> <p>ii）効果的な資格点検の実施 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格点検の進捗管理を着実に実施し、債権発生後の速やかな回収を図る。</li> </ul> <p>iii）効果的な外傷点検の実施 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な処理、照会を実施し、未回答者については再送付を実施のうえ提出を促し、照会回答を得ることにより、第三者行為による傷病届の提出勧奨、提出を確実に実施する。</li> <li>負傷原因回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、<b>勸</b></li> </ul>	<p>② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>【参考①】 令和3年度査定率実績 0.386% 令和4年度査定率実績 0.432%（令和4年9月現在）</p> <p>【参考②】 令和3年度実績 4,721円 令和4年度実績 5,686円（令和4年9月現在）</p> <p>i）効果的な内容点検の実施 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を実施する。</li> <li>内容点検の質的向上を図り、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査を実施し、効果的かつ効率的なレセプト点検を実施する。</li> <li>点検員個別の目標達成状況について、個別面談時に伝達、強み弱みを踏まえた内容を指導し、審査力の向上を図る。</li> <li>専門的な内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。</li> <li>支払基金との連携を強化し、支払基金改革の進捗状況の情報を引き続き求めていく。また、協会の原審・査定事例についての協議を定例開催し議論する。</li> </ul> <p>ii）効果的な資格点検の実施 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格点検の進捗管理を確実に実施する。</li> <li>新システムにより、迅速な処理、調査決定を実施し、債権発生後の速やかな回収を図る。</li> </ul> <p>iii）効果的な外傷点検の実施 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新システムにより、迅速な処理、照会を実施し、未回答者については再送付を実施のうえ提出を促し照会回答を得ることにより、第三者行為による傷病届の提出勧奨、提出を確実に実施する。</li> <li>負傷原因回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、新シ</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>奨、調査決定を<b>着実に</b>実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を<b>確実に</b>実施する。</p> <p>iv) 多受診者への適正受診指導の強化 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。</li> </ul> <p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、<b>全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</b></li> <li><b>無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。</b></li> <li><b>日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。</b></li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p><b>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</b></p> <p><b>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</b></p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有</p>	<p>システムを活用し迅速に調査決定を実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を<b>確実に</b>実施する。</p> <p>iv) 多受診者への適正受診指導の強化 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。</li> </ul> <p>⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</li> <li>返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI :</p> <p>1) 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする  【参考】令和4年度実績 57.57%  令和5年度実績 23.38%（令和5年度上期）  ※令和4、5年度については資格喪失後受診によるもの。</p> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする  ※ マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする  【参考】令和4年度実績 88.83%  令和5年度実績 86.69%（令和5年度上期）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 債権回収計画を策定し、調定業務の円滑な全件実施、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。また、催告について実施方法を工夫し早期納付を促進する。</li> <li>ii 保険者間調整を積極的に活用するため、債務者に利用勧奨を実施する。また、勧奨方法を工夫し債務者からの申請に繋げる。未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。</li> <li>iii 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、早期に（おおむね1か月）3回実施する。（日本年金機構実施分含む）  ※電子申請分は2回実施（日本年金機構では催告をしていない）。</li> <li>iv 保険証未返納者への電話催告を実施し無資格受診の拡大を防止する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>■KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする  ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>【参考①】 令和3年度実績 86.06%  令和4年度実績 88.18%（令和4年度上期）</p> <p>【参考②】 令和3年度実績 79.99%  令和4年度実績 64.11%（令和4年度上期）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、早期に（おおむね1か月）3回実施する。（日本年金機構実施分含む）  ※電子申請分は2回実施（日本年金機構では催告をしていない）。</li> <li>ii 保険証未返納者への電話催告を実施する。</li> <li>iii 債権回収計画を策定し、新システムにより効率よく調定等の業務を実施、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。</li> <li>iv 保険者間調整を積極的に活用するため、債務者に利用勧奨を実施する。</li> </ul> </li> <li>・ 保険証返納及び適正利用、資格喪失届への保険証の添付を周知するための広報活動を行う。</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p style="text-align: center;">「③現金給付等の適正化の推進」 の中に記載</p> <p>Ⅲ) ICT化の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li> <li>・ マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</li> </ul> <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。</li> </ul> <p>⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul> <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする</p> <p>【参考】 令和2年度実績 93.1% 令和3年度実績 93.1%</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部による未提出事業所への1次勧奨の後、支部独自の2次勧奨を実施する。</li> <li>・ 未送達事業所について日本年金機構への照会等を実施し、送達を徹底する。</li> </ul> <p>⑧ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</li> <li>・ また、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを定期広報やホームページ等を活用して、加入者・事業主に周知広報を実施する。</li> <li>・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、定期広報やホームページ等を活用して制度に関する周知広報を実施する。</li> </ul> <p>Ⅱ）①「業務処理体制の強化と意識改革の徹底」に記載</p>	<p>めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。</li> </ul> <p>⑨ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</li> <li>・ 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、相談マニュアル・FAQを整備するとともに、本部実施の効果的な研修プログラムを導入すること等により、相談業務の品質の向上を図る。</li> <li>・ 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に</p>



新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者との共同分析を推進する。</li> <li>・ 調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。</li> <li>・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用するほか、統計分析研修や本部との連携強化による人材育成を通して、調査研究の質の底上げを図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p>	<p>対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山崩し方式定着活動を推進することにより、職員一人ひとりの多能化と生産性の向上を図る。電話対応マニュアルの活用、職員研修等により、相談業務の品質向上を図る。</li> </ul> <p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 加入者の健康度の向上</p> <p>II 医療等の質や効率性の向上</p> <p>III 医療費等の適正化</p> <p>5年度は⑦に記載</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を推進する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部の統計分析研修や支部の調査分析プロジェクトチーム及び本部と支部の連携強化による人材育成等を通して、支部の医療費・健診データ等を活用した調査研究を更に推進する。</li> <li>地域差の要因等についての調査研究を実施する。調査研究を進める上で必要が生じた場合は、近隣の大学や研究機関など外部有識者の知見等を得て、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した医療費適正化に向けた事業を実施する。</li> </ul> <p>③ 好事例の横展開</p> <p>i) 本部主導型パイロット事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組み</li> </ul>	<p>新設</p> <p>新設</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>のもと、確立された効果的な手法を用いた事業を推進する。</p> <p>ii) 保険者努力重点支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」において、令和5年度に決定した保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施する。なお、その際には、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した取組や意見発信等も行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビックデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>II) 健康づくり</p> <p>①保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するた</li> </ul>	<p>① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。</li> <li>「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</li> <li>第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、デー</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>め、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修に加え、新たにブロック単位による研修を実施する。</li> </ul> <p>（滋賀支部データヘルス計画）</p> <p>□ 対策を進めるべき重大な疾患（10年以上経過後に達するゴール） 糖尿病性腎症による新規透析患者を令和4年度（29名）より減少させる。</p> <p>□ 6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値の改善等の目標） 糖尿病領域者（空腹時血糖値126mg/d l以上又はHbA1c6.5%以上）の割合を6.37%以下にする。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。</li> <li>健康アクション宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）への事業所カルテの定期的な提供を実施する。</li> <li>県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行い、目標達成に向けた取組を実施する。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行い、効果的な取組を実施する。</li> </ul> <p>②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、「顔の見える地域</li> </ul>	<p>タ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。</p> <p>（滋賀支部データヘルス計画）</p> <p>□上位目標（10年程度先に成果を評価する目標） 滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る。 （目標：年間一人当たり入院医療費を4,600円より下回る）</p> <p>□中位目標（6年後に達成すべき目標） 生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少 （中間目標 2020年度：36.6%）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。 また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行う。</li> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。</li> <li>アクション宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。</li> </ul> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効果的な受診勧奨を行う。</li> <li>生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市町との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。</li> <li>事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診実施率を65.3%以上とする</li> <li>事業者健診データ取得率を10.8%以上とする</li> <li>被扶養者の特定健診実施率を41.7%以上とする</li> </ol> <p>○被保険者（40歳以上 受診対象者数 134,9793人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診 実施率 65.3%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。</li> <li>事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。</li> </ul> <p>また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームの定着により、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診実施率を71.2%以上とする <ol style="list-style-type: none"> <li>事業者健診データ取得率を14.3%以上とする</li> <li>被扶養者の特定健診実施率を40.0%以上とする</li> </ol> </li> </ol> <p>○被保険者（40歳以上 受診対象者数 135,823人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診 実施率 71.2%</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>(受診見込者数 88,142 人)</p> <p>【参考】令和4年度実績 60.2% (受診者数 81,683 人) 令和5年度実績 29.6% (受診者数 40,145 人) (令和5年9月分まで)</p> <p>○事業者健診データ取得率 10.8% (取得見込者数 14,578 人)</p> <p>【参考】令和4年度実績 10.2% (受診者数 13,877 人) 令和5年度実績 3.7% (受診者数 5,065 人) (令和5年度8月分まで)</p> <p>○被扶養者(受診対象者数 36,757 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 41.7% (受診見込者数 15,328 人)</li> </ul> <p>【参考】令和4年度実績 39.6% (受診者数 14,090 人) 令和5年度実績 10.5% (受診者数 4,017 人) (令和5年度8月分まで)</p> <p>※ 生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率については令和5年度までと令和6年度以降で算出方法が変わるため、過去の実績もすべて令和6年度以降の計算方法で再計算した数値。</p> <p>(実施策)</p> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の実施率向上及び事業者健診データの提供につなげる。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM 送付や電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診を利用していない対象者へ、個別の未受診者勧奨を実施する。勧奨に併せて、集団健診の会場および日程を周知広報することで、受診しやすい環境を整備する。</li> <li>・ 事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取</li> </ul>	<p>(受診見込者数 96,697 人)</p> <p>【参考①】 令和3年度実績 66.0% (受診者数 92,233 人) 令和4年度実績 41.4% (受診者数 56,604 人) (令和4年10月分まで)</p> <p>○事業者健診データ取得率 14.3% (取得見込者数 19,422 人)</p> <p>【参考②】 令和3年度実績 13.3% (受診者数 18,565 人) 令和4年度実績 6.1% (受診者数 8,340 人) (令和4年度10月分まで)</p> <p>○被扶養者(受診対象者数 38,231 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 40.0% (受診見込者数 15,292 人)</li> </ul> <p>【参考③】 令和3年度実績 38.4% (受診者数 14,525 人) 令和4年度実績 20.5% (受診者数 37,905 人) (令和4年度10月分まで)</p> <p>(実施策)</p> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の実施率向上及び事業者健診データの提供につなげる。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM 送付や電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。</li> <li>・ 生活習慣病予防健診を利用していない対象者へ、個別の未受診者勧奨を実施する。勧奨に併せて、集団健診の会場および日程を周知広報することで、受診しやすい環境を整備する。</li> <li>・ 事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>り組みを継続実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを<b>防止</b>する。</li> <li>被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。</li> <li>無料健診を最大限生かすため、過去の申し込み状況を把握し、<b>開催日数を増やす</b>など、<b>受診率向上</b>を図る。</li> <li>特定健診実施率等の向上を図るため無料健診受診者へのアンケート結果を分析しボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。</li> </ul> <p>③特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>2022年度</b>に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</li> <li><b>健診・保健指導カルテ等</b>を活用して、<b>実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等</b>を選定し、<b>重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施</b>する。</li> <li><b>経年的に特定保健指導の利用がない事業所に情報提供するため</b>、特定保健指導実施率が高い事業所における<b>職場環境整備に関する創意工夫</b>について、事例集等を作成する。</li> <li><b>質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるように、健診当日の初回面談の実施をより一層推進</b>する。</li> </ul> <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導</b>において、「<b>評価体系の見直し</b>」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「<b>腹囲2センチかつ体重2キロ減</b>」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「<b>腹囲</b></li> </ul>	<p>り組みを継続実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防ぐ。</li> <li>被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。</li> <li>無料健診を最大限生かすため、過去の申し込み状況を把握し、<b>開始時期を早める</b>ことで、申し込みの少ない後半の会場への再勧奨等を積極的に行う。</li> <li>特定健診実施率等の向上を図るため無料健診受診者へのアンケート結果を分析しボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。</li> <li>健診機関、健診会場での<b>新型コロナウイルス感染症対策</b>を万全なものとし、また対策内容について<b>広報</b>を積極的に行う。</li> </ul> <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導の実施率の向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</li> <li>健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。</li> <li>健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）について、令和5年度パイロット事業等を活用し、検討を行う。</li> <li>経年的未利用事業所等への働きかけに活用するため、特定保健指導の実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する具体的な事例集を作成する。</li> <li>令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、<b>腹囲2cm</b>・</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICTを組み合わせた特定保健指導を推進するための環境整備に取り組む。</li> </ul> <p>【重要度：高】  特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】  協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p>	<p>体重2kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果が出たことを評価するアウトカム指標が導入されることから、協会におけるモデル実施の効果検証を踏まえた運用方法を検討し、実施に向けた研修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健事業の各種取組を支える専門職たる協会保健師について、全支部において複数名体制を構築するため、計画的かつ継続的な採用活動を行うなど、本部及び支部における採用活動の強化を図り、その確保に努める</li> <li>平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。</li> <li>特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた試行的な運用を行う。</li> <li>また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。</li> </ul> <p>【重要度：高】  特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】  健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI :</p>



新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>1) 被保険者の特定保健指導実施率を<b>20.8%</b>以上とする</p> <p>2) 被扶養者の特定保健指導実施率を<b>26.7%</b>以上とする</p> <p>(実施策)</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数 <b>20,442</b> 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導実施率 <b>20.8%</b>（実施見込者数 <b>4,252</b> 人） （内訳）協会保健師実施分 <b>16.6%</b>（実施見込者数 <b>3,401</b> 人） アウトソーシング分 <b>4.2%</b>（実施見込者数 <b>851</b> 人）</li> </ul> <p>【参考】令和4年度実績 <b>19.2%</b>（実施者数 <b>3,547</b> 人） 令和5年度実績 <b>7.1%</b>（実施者数 <b>1,476</b> 人） （令和5年度9月分まで）</p> <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数 <b>1,319</b> 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 <b>26.7%</b>（実施見込者数 <b>352</b> 人）</li> </ul> <p>【参考】令和4年度実績 <b>25.1%</b>（実施者数 <b>360</b> 人） 令和5年度実績 <b>14.0%</b>（実施者数 <b>210</b> 人） （令和5年度9月分まで）</p> <p>○特定保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。</li> <li>・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。</li> <li>・ 宣言事業所への重点的な勧奨として、案内文書の文面を変更することや、保健師、職員による事業所訪問を行い、特定保健指導の実施を勧奨する。</li> <li>・ 専門委託機関での特定保健指導実施について、委託件数を増やすなど外部委託の拡充を検討する。</li> <li>・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。</li> </ul>	<p>① 被保険者の特定保健指導の実施率を 38.0%以上とする</p> <p>② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 32.6%以上とする</p> <p>(実施策)</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数 20,669 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導実施率 38.0%（実施見込者数 7,848 人） （内訳）協会保健師実施分 15.3%（実施見込者数 3,171 人） アウトソーシング分 22.6%（実施見込者数 4,677 人）</li> </ul> <p>【参考①】 令和3年度実績 18.6%（実施者数 3,635 人） 令和4年度実績 9.5%（実施者数 1,942 人） （令和4年度10月分まで）</p> <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数 1,499 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 32.6%（実施見込者数 488 人）</li> </ul> <p>【参考②】 令和3年度実績 24.3%（実施者数 350 人） 令和4年度実績 13.3%（実施者数 191 人） （令和4年度10月分まで）</p> <p>○特定保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。</li> <li>・ また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。</li> <li>・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。</li> <li>・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。</li> </ul>
④重症化予防対策の推進	iii) 重症化予防対策の推進

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。</li> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また、加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を拡充する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p> <p>【参考】令和4年度実績 9.0%</p> <p>令和5年度実績 未確定（令和5年度11月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。</li> <li>・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるように工夫する。</li> <li>・ 労働安全衛生の観点から事業所における受診勧奨の取り組みを促進するため、事業主が従業員に対して声掛けがしやすいポスターを作成し配布する。ポスターの配布については、効果を高める関係団体と連携協力を図る。</li> </ul> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ること（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未治療者の受診率の向上を図るため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。</li> <li>・ 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備を行う。</li> <li>・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする</p> <p>【参考】令和3年度実績 9.9%</p> <p>令和4年度実績 未確定（令和4年度11月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。</li> <li>・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるようにする。</li> <li>・ 労働安全衛生の観点から事業所における受診勧奨の取り組みを促進するため、事業主が従業員に対して声掛けがしやすいポスターを作成し配布する。ポスターの配布については、効果を高める関係団体と連携協力を図る。</li> </ul> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ること（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ること</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>で、重症化を予防する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。</li> <li>滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。</li> </ul> <p>⑤コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宣言事業所数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</li> <li>中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。</li> <li>若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。</li> <li>メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：宣言事業所数を1,200事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見</p>	<p>で、重症化を予防する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。</li> <li>滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。</li> </ul> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、事業所カルテを積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。</li> <li>健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチについて、パイロット事業の活用を含め、展開を図る。</li> <li>保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を950事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>込まれる事業所数</p> <p>【参考】令和4年度実績 940 事業所 令和5年度実績 989 事業所（令和5年9月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康測定機器等を事業所に貸し出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の機運を高める。</li> <li>健康教室を開催し、事業所における健康づくりの推進を支援する。なお、開催方法は、WEBによる開催も含め事業所の利便性に配慮する。</li> <li>優良法人認定を受けた事業所の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。</li> <li>事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の重要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン形式なども含め柔軟に対応する。</li> <li>宣言事業所に、季節に合わせた健康管理のポイントやタイムリーな情報を提供するため、情報誌等を配付し健康経営の質の向上を図る。・宣言事業所の勧奨では文書勧奨に加え電話勧奨を行うことにより、新たな宣言事業所を獲得する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">「IV広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進」に記載</p>	<p>込まれる事業所数</p> <p>【参考】令和3年度実績 468 事業所 令和4年度実績 625 事業所 （令和4年度9月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優良法人認定を受けた事業所等の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。</li> <li>事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の必要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン方式など、新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて柔軟に対応する。</li> <li>健康教室を開催し（WEBによる開催も含む）、事業所における健康づくりの推進を支援する。</li> <li>健康測定器などを事業所に貸出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の機運を高める。</li> </ul> <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会として統一的・計画的な広報を実施していくため、本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。</li> <li>加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。</li> <li>令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</li> <li>健康保険委員活動の活性化を図るための研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化する。</li> </ul> <p>■KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47%以上とする</p> <p>【参考】令和3年度実績 41.12%</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>Ⅲ）医療費適正化</p> <p>①医療資源の適正使用</p> <p>i）ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会のジェネリック医薬品使用割合は、2023年3月診療分で81.7%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。</li> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。</li> </ul> <p>ii）バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の方針（※1）を踏まえ、2024年度パイロット事業等を通じ、取組方法の確立や効果検証を行う。</li> <li>（※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」</li> </ul> <p>iii）ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>iv）上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>i）～iv）の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p>	<p>令和4年度実績 42.41%（令和4年9月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的なDM 勧奨を継続すると共に、被保険者数が一定以上の未委嘱事業所については、アクション宣言の勧奨と合わせた効率的な勧奨を行う。</li> </ul> <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進（Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>＜課題分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</li> </ul> <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</li> </ul> <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。</li> <li>・ 県や県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。</li> </ul> <p>＜その他の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向けて、積極的に意見発信する。</li> </ul> <p>5年度は⑤iv）に記載</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>【重要度：高】</p> <p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要がある、重要度が高い。</p> <p>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>1) ジェネリック医薬品使用割合(※2)を年度末時点で対前年度以上とする。  (※2) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする  【参考】令和4年度実績 82.6%  令和5年度実績 83.1%（令和5年7月末現在）</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関と薬局へジェネリック医薬品使用状況等の情報提供サービスの年2回の提供を継続して行う。</li> <li>レセプトデータから時間外受診が確認された加入者に対し、時間外加算等の制度に係る広報を実施し、上手な医療のかかり方に関する啓発を行う。</li> <li>県や保険者協議会と協力する等「顔の見える地域ネットワーク」を活用することで、県内の医療関係団体等へ積極的に働きかけを行う。</li> </ul>	<p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)を前年度末時点で対前年度以上とする。  ※ 医科、DPC、歯科、調剤  【参考】令和3年度実績 80.9%  令和4年度実績 81.2%（令和4年7月末現在）</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関への年2回の見える化ツールの提供を継続して行う。</li> <li>医療関係団体等への働きかけも継続し、使用促進に関する広報等への協力依頼を行う。</li> <li>保険者協議会と協力して、県内の医療機関へ積極的に働きかけを行う。</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p style="text-align: center;">「Ⅲ医療費適正化③」に記載</p> <p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査分析プロジェクトチーム等で医療費・健診データ等を活用した分析を行い、県内の特徴的な傾向を把握することによって意見発信につなげる。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査分析プロジェクトチーム等で医療費の地域差や患者の流出入状況等に関する分析を行い、県内の特徴的な傾向を把握することによって意見発信につなげる。</li> <li>分析結果については、評議会や健康づくり推進協議会等で報告し、加入者や事業</li> </ul>	<p>④ インセンティブ制度の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者への周知として WEB やメディアを活用した広報を実施し、事業主への周知としては経済団体の定期広報誌等を活用した広報を行う。</li> </ul> <p>⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信（Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診結果データ、医療費データ等を活用し、県内の特徴的な傾向をつかむことによって意見発信につなげる。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療が見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。</li> <li>これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>主、関係機関に情報提供を行う。</p> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。</li> <li>・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p style="text-align: right;">Ⅲ iv) 上手な医療のかかり方に記載</p>	<p>加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。</p> <p>(数値指標)</p> <p>他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする</p> <p>【参考】 令和3年度実績 参加率100%（会議開催なし） 令和4年度実績 参加率100%（3回開催 令和4年11月末現在）</p> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</li> </ul> <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p>



新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p data-bbox="622 759 1032 786">「(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p data-bbox="642 809 1081 836">I) データ分析に基づく事業実施 に記載</p> <p data-bbox="622 1230 1032 1257">「(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p data-bbox="642 1279 1081 1307">I) データ分析に基づく事業実施 に記載</p>	<p data-bbox="1151 245 2078 312">■KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。</p> <p data-bbox="1151 368 1240 395">(実施策)</p> <ul data-bbox="1167 408 2078 515" style="list-style-type: none"> <li>・ 本部提供データ等を活用し、ホームページへの掲載や各広報媒体を利用し、滋賀支部の状況を発信する。</li> <li>・ 協定を締結している諸団体にも協力を依頼し、子ども医療費適正化の啓発を行う。</li> </ul> <p data-bbox="1135 568 1494 595">⑦ 調査研究の推進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <p data-bbox="1167 608 1541 635">i) 本部・支部による医療費等分析</p> <ul data-bbox="1182 647 2078 914" style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けて、基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。</li> <li>・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析を実施する。</li> <li>・ 医療費適正化に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。</li> </ul> <p data-bbox="1151 970 1240 997">(実施策)</p> <ul data-bbox="1182 1010 2078 1117" style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、近隣の大学・研究機関など外部有識者の知見等も活用して分析を実施する体制を整える。</li> </ul> <p data-bbox="1135 1173 1733 1200">ii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信</p> <ul data-bbox="1182 1212 2078 1437" style="list-style-type: none"> <li>・ 支部における医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、各種学会での発表を通して、内外に広く情報発信する体制を整える。</li> <li>・ 支部の加入者約35万人分のデータを活用した調査研究を推進するとともに、統計分析研修や本部と支部の連携強化等による人材育成を通して、支部における調査研究を推進する。</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。</li> <li>現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しの検討に向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を注視する。</li> <li>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者へインセンティブ制度の仕組みや意義をより広く周知するため、メディア等を活用した広報を実施する。また、経済団体の定期広報誌等を活用し、事業主に向けて情報提供を行う。</li> </ul> <p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。</li> </ul>	<p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計分析研修等に積極的に参加し、支部調査分析プロジェクトチームを活用して調査研究を推進する。</li> </ul> <p>5年度は④に記載</p> <p>5年度は②に記載</p>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。</li> <li>・ 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する</li> <li>②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する</li> <li>③地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する</li> <li>④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。</li> </ul> </li> <li>・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。</li> <li>・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。</li> </ul> <p>■ KPI :</p> <p>1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.0%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を前年度以上とする</p> <p>【参考】 令和4年度実績 43.21% 令和5年度実績 44.70%（令和5年9月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の「広報基本方針」に基づき、加入者へ適切な時期に適切な情報が届くよう、支部の広報計画を作成する。その際、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した加入者等の理解促進についても計画に盛り込む。</li> <li>・ WEBを活用した医療費適正化の広報を実施し、加入者に広く制度の周知を行う。</li> <li>・ 県内小学生に配布されるハンドブックを活用して#8000等の広報を実施し、子ども医療費の適正化を図る。</li> </ul>	

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正しい医療のかかり方に関する周知広報をテレビCM等のメディアを活用して実施する。</li> <li>・ 健康保険委員の拡大に向けた広報物の作成に加え、文書勧奨後の電話勧奨を新たに実施することでKPIの達成を図る。</li> <li>・ 職場の従業員の目に留まる医療費適正化に係るポスターを作成し、事業所に向けた広報を実施する。</li> </ul> <p>（3）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>I）人事・組織</p> <p>①人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。</li> <li>・ 面談等を通じ、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。</li> </ul> <p>②新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部の業務量の調査結果を踏まえ、人員配置のあり方を検討し、支部毎の適正な人員配置数を決定するとともに、人事異動等の機会をとらえて適正な人員数に向けた人員配置を段階的に実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">I）人事・組織に関する取組 ①人事制度の適正な運用に記載</p>	<p>（3）組織・運営体制関係</p> <p>I）人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。</li> <li>・ 業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。</li> </ul> <p>② 新たな人員配置のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量を支部ごとに調査し、保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方を検討する。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。</li> <li>・ 職員のコア業務や企画的業務への重点化を図る。</li> </ul> <p>③ 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深め</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせ実施することで組織基盤の底上げを図る。</li> <li>・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。</li> <li>・ その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。</li> <li>・ 支部の研修を充実させ、職員の業務知識やビジネススキル等の向上を図る。</li> <li>・ ショート研修等の業務に関する支部内勉強会を定期的実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。</li> </ul>	<p>るとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。</li> <li>・ 面談を通じ職員の理解を深め、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。</li> </ul> <p>④ OJT を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> <li>・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、スタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした本部研修に積極的に参加する。</li> <li>・ 採用2年目の職員を対象に、業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした新たな研修に参加する。</li> <li>・ 業務別研修として、保健師キャリア育成課程研修や経理担当者研修等に加えて、第3期データヘルス計画の策定等に関する研修にも積極的に参加する。</li> <li>・ 保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討する。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。</li> <li>・ 「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。</li> <li>・ 支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。</li> <li>・ 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>④働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。</li> <li>具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康で働きやすい職場環境の整備に向けて、業務の棚卸し等を定期的実施し、超過勤務の縮減等に努める。</li> </ul> <p>⑤風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。</li> <li>本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自由闊達な議論や意見交換ができる風通しのよい組織づくりに積極的に取り組む。</li> </ul> <p>⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部業績評価の評価項目の進捗管理を適切に行い、他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に関する支部内勉強会を定期的実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。</li> </ul> <p>⑤支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。【本部実施】</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。</li> </ul> <p>Ⅱ) 内部統制等</p> <p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。</li> <li>適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。</li> <li>階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種マニュアル等の順守について認識を深めるため、リスク管理に関する必須研修を全職員が高い意識を持って受講するよう意識啓発を併せて行う。</li> </ul> <p>②個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。</li> <li>個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護管理委員会を四半期に一度定期的に開催する。また、事務処理誤りの発生等により必要が生じた際は、臨時の委員会を開催し、個人情報保護の徹底について更なる啓発を行う。</li> </ul>	<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。</li> <li>他支部との業績評価の比較を通じ、自支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。</li> </ul> <p>Ⅱ) 内部統制に関する取組</p> <p>① リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理に関する必須研修や、定期的な模擬訓練を確実に実施する。</li> </ul>

新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>・ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</li> <li>・ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等規律の遵守について認識を深めるため、コンプライアンスに関する必須研修を全職員が高い意識を持って受講するよう意識啓発を併せて行う。また、コンプライアンス委員会を四半期に一度定期的に開催する。懲戒処分が発生等により必要が生じた際は、臨時の委員会を開催する。</li> </ul> <p>④災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。</li> <li>・ 業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。</li> <li>・ 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模自然災害等に備え、半期に一度の模擬訓練を適切に実施する。また、公共交通機関の運休等の際、職員の安全を優先し速やかに適切に対応する。</li> </ul>	<p>② コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。</li> <li>・ 年4回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。</li> <li>・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。</li> <li>・ 外部相談窓口（ハラスメント相談・内部通報）を活用する。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンスマニュアルを活用し研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。</li> </ul> <p>Ⅲ) その他の取組</p>



新（令和6年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（令和5年度 滋賀支部事業計画）
<p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</li> <li>調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</li> <li>更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</li> <li>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする  【参考】 令和4年度実績 12.5% （一者応札 1回/8回）  令和5年度実績 0.0% （一者応札 0回/8回）（11月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。</li> <li>調達にあたっては、複数の事業者への声掛けを実施して競争を促すことにより経費の節減を図る。</li> <li>消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。</li> <li>電気使用料、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。</li> <li>事務室の賃借料の適正水準維持に努める。</li> <li>業務改善委員会に提案された改善案等を活用し、業務における様々なコストの適正化を図る。</li> </ul>	<p>① 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</li> <li>入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする  【参考】 令和3年度実績 25% （一者応札 2回/8回）  令和4年度実績 28.6% （一者応札 1回/7回）  （令和4年度10月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。</li> <li>調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。</li> <li>消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。</li> <li>電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。</li> <li>業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。</li> <li>事務所賃借料の適正水準維持に努める。</li> <li>継続的なムダの発掘により経費を削減する。</li> </ul>

